平成２３年（フ）第３６号
福岡県柳川市大和町豊原994番地２サンコーポラス大和１棟201号
債務者　江口　智章
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
福岡県柳川市大和町豊原994番地２サンコーポラス大和１棟201号
債務者　江口ひとみ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
福岡県筑後市大字常用824番地３　ファインホーム常用Ｃ棟
債務者　武田　政幸
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１６号
福岡県八女市亀甲100番地32
債務者　伊藤　昭江
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１４８号
北九州市小倉北区黒原３丁目10番10―203号
債務者　奥迫　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８２号
北九州市小倉南区若園１丁目１番11号
債務者　福川　佳一
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２１０号
北九州市小倉南区沼緑町１丁目11番40―106号
債務者　木村　慶司
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２１１号
北九州市小倉南区沼緑町１丁目11番40―106号
債務者　木村　恵子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２２６号
北九州市八幡東区春の町４丁目７番２号
債務者　松浦　里佳
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２５９号
北九州市八幡西区東鳴水１丁目８番18―705号
債務者　坪井　るみ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２６９号
北九州市戸畑区千防３丁目３番25―302号
債務者　河村　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３２号
福岡県田川郡福智町弁城2266番地１
債務者　山口タカ子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３５号
福岡県田川郡福智町赤池510番地92
債務者　川原　太一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６１０号
大分県由布市湯布院町川上3696番地１
債務者　今井　繁文
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６号
大分県佐伯市大字池田2256番地９
債務者　高瀬　知紀
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
大分県宇佐市大字四日市3021番地の１
債務者　石井　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１号
宮崎市田野町乙13666番地
債務者　末吉　千鶴
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　宮崎地方裁判所破産係